

浦安市ふるさと納税推進事業 返礼品取扱事業者募集要項

目 次

1. 事業及び募集概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. ふるさと納税制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 返礼品取扱事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 返礼品取扱事業者のメリット・・・・・・・・・・・・ P 3
5. 寄附金額の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
6. 応募方法と要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～P 5

●返礼品(品物・食事券などのサービス利用券) 取扱い事業者の募集について・・・P 6

●ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店舗の募集について・・・・・・・・・・・・ P 8

◆ふるさと納税制度全般に関する問い合わせ◆

〒279-8501 千葉県浦安市猫実1-1-1

浦安市 市民経済部 商工観光課 産業支援係

(電 話) 047-712-6297 (FAX) 047-351-8600

(E-mail) shoukougankou@city.urayasu.lg.jp

浦安市

1. 事業及び募集概要

市では、令和元年10月1日より、ふるさと納税制度を通じて、本市の地場産業の振興と観光推進を図るとともに、返礼品の贈呈等により本市の魅力の発信や市内事業者への支援等を目的に「ふるさと納税推進事業」を開始しました。

本要項では、ふるさと納税事業の推進にあたり、**海苔や佃煮、おかきなど浦安の古くからの名産品をはじめ、市内で生産・製造・加工されたモノや市内のホテルや飲食店などで提供されるサービス、市内の地域資源を活用した返礼品又はサービス等も含め、国の基準等に沿った返礼品をご提供いただける事業者を募集します。**

2. ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、納税者が控除限度額内で寄附を行った場合、合計寄附額から2,000円を引いた額が所得税や住民税から控除される寄附金控除制度です。

(例) 年収500万円の給与所得者（扶養家族）配偶者のみ
30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である
28,000円（30,000円－2,000円）が所得税や住民税から控除されます。

(控除の内訳)

適用下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率	住民税の控除額(基本分) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額(特例分) 住民税所得割額の2割を限度
-----------------	--------------------------------------	------------------------------------------------	-------------------------------

※寄附金限度額については、ふるさと納税ポータルサイトのシュミレーションソフト等をご利用ください。

※ふるさと納税制度についての詳細は下記ホームページをご覧ください。

- ふるさと納税制度について（総務省ふるさと納税ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.htm

- 「ふるさと納税」制度（浦安市ホームページ）

<http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/zeikin/1000331.html>

※浦安市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）申込サイト

- ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）

<http://www.furusato-tax.jp/city/product/12227>

- 楽天ふるさと納税（楽天グループ株式会社）

<https://www.rakuten.co.jp/f122271-urayasu/>

- ふるなび（株式会社アイモバイル）

https://furunavi.jp/municipal_single.aspx?municipalid=599

- ふるぽ（株式会社JTB）

https://furu-po.com/lg_list/kanto/chiba/122271



ふるさとチョイス



楽天ふるさと納税



ふるなび



ふるぽ

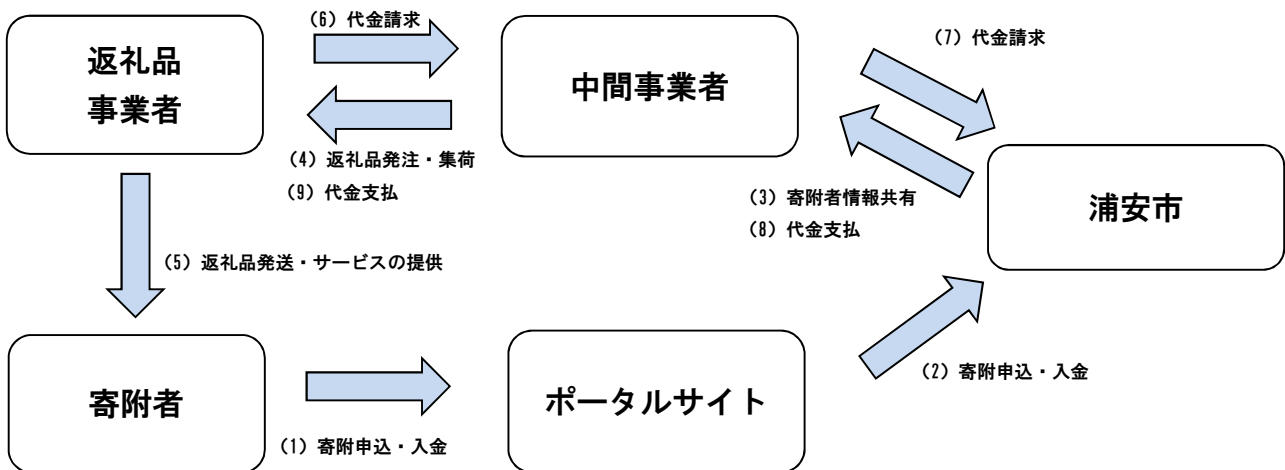
3. 返礼品取扱事業者の役割

ふるさと納税寄附金を納めた寄附者へ、指定された返礼品を発送していただきます。
 ※発送は市が委託する中間事業者が配送業者を手配し、返礼品取扱事業者のもとへ集荷に伺います。返礼品取扱事業者は、指定された返礼品の用意をお願いします。
 ※ホテルや飲食店などが提供するサービス等については、宿泊券、食事券を用意していただくほか、市が保有する本要項8ページ以降のふるさと納税払いチョイス Pay（キャッシュレス決済）の導入等の方法がございます。

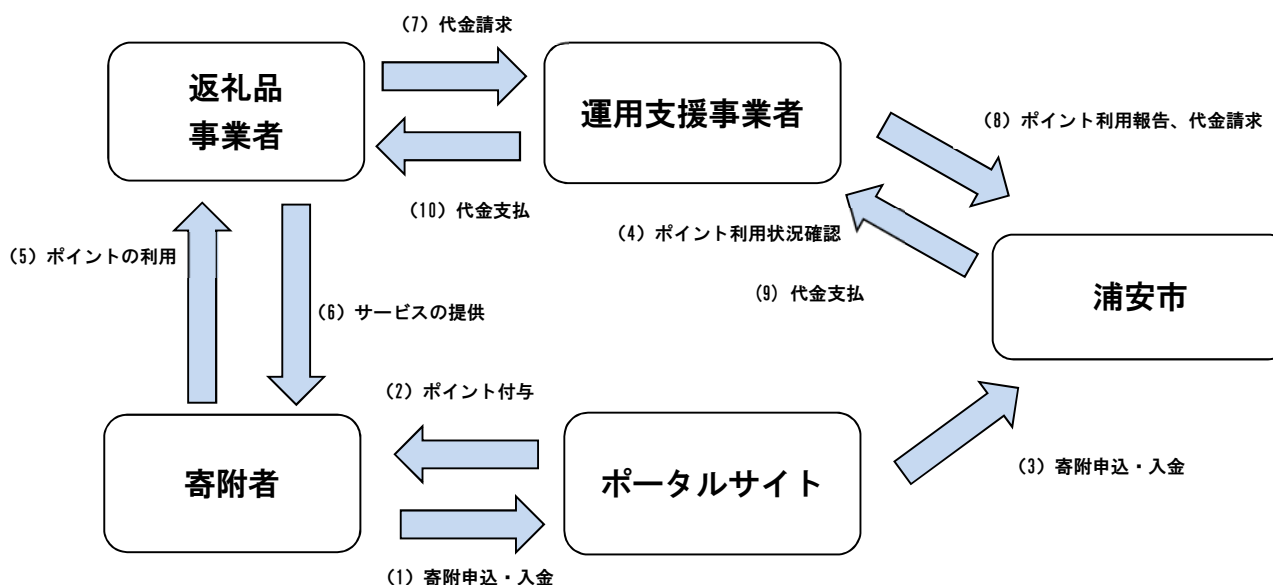
返礼品取扱事業者から返礼品として提供いただく**商品の代金（包装代、箱代等含む。）及び送料は市が負担**します。

※返礼品や寄附者等の管理に関する業務は**市が“中間事業者”へ業務委託**をします。

返礼品（品物・食事券などのサービス利用券）のスキーム図



ふるさと納税払いチョイス Pay のスキーム図



4. 返礼品取扱事業者のメリット

《メリット》 販路拡大・全国に知ってもらう機会創出

- ・返礼品画像や商品名、事業者名等が市公式ホームページ、中間事業者ホームページ、市が契約するふるさと納税ポータルサイト、ふるさと納税関連雑誌のほか、市や中間事業者が発行する印刷物等に掲載されます。
- ・返礼品の発送時に、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することで、販売促進やPRが可能です。
- ・中間事業者とアイデアを共有し、時代に沿った商品開発が実現します。
- ・ホテル、飲食店をはじめとするサービス業全般の事業者もふるさと納税制度を通じてリピーターの創出に繋がります。

5. 寄附金額の設定

市では、10,000円以上の寄附に対して返礼品を贈呈し、**返礼品の価格（送料を除く）を寄附金額の3割（税込：消費税10%）以内**となるよう、寄附金額を設定します。

返礼品価格（包装代・箱代込）（税込）	寄附金額
3,000円以下	10,000円
3,001円～6,000円	20,000円以内
6,001円～9,000円	30,000円以内
9,001円～12,000円	40,000円以内
12,001円～15,000円	50,000円以内
15,001円～30,000円	100,000円以内

※価格設定の目安は、上記のとおり（一例）で、寄附金額は千円単位で決定します。

※返礼品が食品の場合は、消費税8%が適用されます。

6. 応募方法と要件

応募にあたっては、**次ページ以降の「取扱事業者の要件」、「取扱商品の要件」及び「その他の要件」のすべてを満たしていることが必要**です。

また、市公式ホームページからダウンロードした以下の申請書類を作成し、提出してください。提出後、市側の審査を経て決定します。

ふるさと納税返礼品取扱事業者募集ページ

(URL) <http://www.city.urayasu.lg.jp/kanko/joho/1027325.html>

必要書類

- (1) 浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申込書（様式第1号）
- (2) 浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者市税納付状況確認書（様式第4号）
※(2)を提出されない場合は、**完納証明書（市役所2階 収税課で交付）**を添付すること。
- (3) 会社案内等のパンフレット（ある場合）
- (4) 登録を希望する商品の外装や内容の画像データ（JPEG形式で1MB以上推奨）を5点以内まで。
- (5) 登録を希望する商品の見本やパンフレット（ある場合）
- (6) 登録を希望する商品が「食品」の場合は、**食品表示法に基づき、名称、原材料名、消費期限、保存方法、製造者、栄養成分表示、アレルギー等の義務表示事項の情報が記載されたラベル等**を添付すること。

※食品表示法の詳細については、消費者庁のホームページをご確認ください。

◆消費者庁 栄養成分表示について

(URL) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/

取扱い事業者の要件

- (1) 本社（本店）、支社（支店）または事業所（工場等を含む。）が浦安市内にある法人、団体または個人事業者であること。ただし、市内の地域資源を活用した返礼品又は体験型サービスを市内において提供する法人、団体又は個人事業者にあつてはこの限りでない。
- (2) 各種法令に基づいて生産、製造、加工、販売等を行う者であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者及びその役員等が、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (6) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年7月27日施行）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

取扱商品の要件

以下（１）～（７）のいずれかの要件に該当するものであること。（平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条各号のいずれかに該当するものであること。）

（１）浦安市内において生産されたものであること。

【例】市内で生産されたボディソープ・シャンプー等

（２）浦安市内において返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたものであること。

（３）浦安市内において返礼品などの製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

【例】焼き海苔、おかき、せんべい、焼きあさり、焼きハマグリ、佃煮等

（４）浦安市内において生産されたものであって、近隣の他市町村内で収穫、栽培、水揚げ等されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

（５）浦安市の PR を目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から浦安市独自の返礼品などであることが明白なものであること。

【例】あっさり君グッズ、ブリオベッカ浦安キャラクターグッズ等

（６）（１）～（５）に該当する商品と、その商品に関連する商品とを組合わせたもの。ただし、組合わせた商品のうち、（１）～（５）に該当する商品が主要な部分を占めるものであること。

（７）浦安市内で提供されるサービス、その他これに準じるものであって、そのサービスの主要な部分が浦安市に相当程度関連性のあるものであること。

【例】市内を一泊以上する旅行商品、食事券、釣り船乗船券や東京ベイ浦安シティマラソン参加資格等の体験型サービス券、ホテル、飲食物販等で使用可能なふるさと納税払いチョイス Pay（キャッシュレス決済サービス）

市による審査

申請のあった事業者や返礼品については、市の審査を経て、登録可否の決定を行います。

●返礼品(品物・食事券などのサービス利用券)取扱い事業者の募集について

【応募方法】【必要書類】については、本要項3～4ページをご確認ください。

◆問い合わせ・申込書提出先◆ (中間事業者)

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンMBFタワー11階
株式会社JTB ふるさと開発事業部
(電話) 06-6120-9120 (E-mail) furusato-tax@jtb.com

その他要件

(1) 応募に当たっては、次の規約等に同意したものとみなす。

- ・浦安市ふるさと納税返礼品加盟店規約(ふるさと納税払いチョイス Pay を除く)

別紙1

- ・浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者の個人情報の取扱いに係る特約条項 別紙3

(2) 返礼品の取扱いにあたっては、下記の条件を満たすものとする。

- ・**食品については、食品衛生に関する法令等を遵守しているものであること。**
- ・配送に十分耐えるものであり、飲食物の場合においては、原則として、返礼品の到着の際に、一定期間(概ね一週間以上)の賞味期限が保障されていること。
- ・サービスの提供については、一定の利用期間を設けるものとし、2年程度の期限の設定とすること。また、換金・転売などがされないよう寄附者の記名をする等の対応を行うこと。
- ・品質及び数量ともに安定供給が見込めること。期間や数量が限定されているものは除く。

【留意事項】

取扱事業者等登録審査結果の通知において登録となった場合であっても、応募要件を満たしていないことが判明した場合や、その他返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合と浦安市が認めた場合には、登録を取り消す場合があります。

また、商品の見本について、市から提供をお願いする場合があります。

【返礼品(品物・食事券などのサービス利用券)発送にかかる事務フローおよびスケジュール】

【例】4月1日に寄附があった場合の通常の流れ

	4/1	4/8	4/15	4/22	5/4~5/10	5/25
寄附者	寄附申込・入金	書類受領 ※概ね1週間前後までに 発送します。	商品受領 ※期間や数量を限定している商品を除き、寄附した 日から概ね20日程度で寄附者に届くよう発送			
ポータルサイト	受付・寄附者情報確認					
浦安市	寄附情報確認・共有		集荷業務 配送状況管理			
中間事業者	情報確認・発注	各種書類発送 集荷依頼			受領確認送信	
返礼品取扱事業者	受注(～4/7)	発送準備(1週間以内)	返礼品発送 ※中間事業者が運送業者を手配し、 集荷に伺います。		システム確認ボタン 押下	支払 返礼品代金受領 (翌月25日)

- ・市が寄附申込や入金確認後、寄附者情報を受領した中間事業者から、ふるさと納税管理システム等により返礼品の集荷準備を依頼するので、速やかに返礼品の発送準備をお願いします。また、同時に返礼品配送業者に集荷伝票の作成から集荷を依頼しますので、準備した返礼品を配送業者に渡してください。
- ・返礼品代金については、ひと月分をまとめて、ふるさと納税管理システムから出力した請求書を翌月10日までに確認をお願いします。確認ボタンを押していただくと自動で中間事業者へ請求書が提出されます。
- ・配送料については、配送業者から直接、中間事業者に請求されます。
- ・返礼品取扱事業者が商品の発送を受注した際に受領する寄附者などの個人情報は、返礼品送付に係る業務以外の目的に使用することはできません。

【その他留意事項】

- (1) 返礼品の追加、変更、廃止、また事業者情報に変更が生じた場合には、中間事業者に報告の上、所定の様式により提出してください。
- (2) 返礼品の品質等の問題が発生した場合、または問題発生が想定される状況となった場合には、市または中間事業者速やかに報告してください。
- (3) 商品の品質等に関するクレームや補償に関し、市、中間事業者、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者は一切の責任を負わないものとし、寄附者からのクレームなどがあった場合には、事業者において、真摯に対応し、解決に努めてください。
- (4) また、クレーム等の内容については速やかに市または中間事業者に報告してください。取扱事業者および返礼品が基準に適合しなくなったと認められる場合は、取扱事業者及び返礼品の登録を取消す場合があります。この場合、返礼品取扱事業者に損害が生じても、市、中間事業者、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者は一切の責任を負いません。

●ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店舗の募集について

【応募方法】【必要書類】については、本要項3～4ページをご確認ください。

◆問い合わせ・申込書提出先◆（中間事業者）

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンMBFタワー11階
株式会社 JTB ふるさと開発事業部
(電話) 06-6120-9120 (E-mail) furusato-tax@jtb.com

ふるさと納税払いチョイス Payとは、発行地域限定で使える電子ポイントのことです。自治体に寄附をすると寄附金額の30%分の電子ポイントを専用のスマートフォンアプリで受け取り、本市が定めた加盟店舗で利用することが可能です。

※ふるさとチョイスのみでの取扱いとなります。

選べる、楽しい、その場で。
「アプリで簡単」ふるさと納税



店舗で **1ポイント1円**として
直接商品と交換できる、これまで
にないふるさとチョイスだけの
新しいふるさと納税のスタイル!

ふるさとチョイス独自のサービスとして2018年に誕生した「ふるさとチョイス 電子感謝券」が、2022年9月に「ふるさと納税払い チョイス Pay」にリニューアル。関係人口創出を図るツールとして日本全国 100 以上の自治体様で導入されています。

感謝券の電子化により、アプリで寄附してすぐにポイントがもらえ、チョイス Pay 加盟店でポイントと商品の交換が可能です。交換可能な商品は、モノのみならず、体験、飲食、宿泊、観光と幅広く選択いただけるため、これまでになく柔軟なふるさと納税体験のご提供と新たな顧客の集客が可能です。


飲食


宿泊


物販


体験


観光

幅広くご利用いただけます!




ふるさと納税払いチョイス Payのご利用には、アプリが必要です。お持手のスマートフォンまたはタブレットにアプリをインストールしてください。
*QRコードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。

1

**アプリで寄付
(ポイントチャージ)**



「ふるさと納税払い チョイス Pay」アプリをインストールし、利用したいお店が加盟している自治体を選んで寄付(チャージ)。
*ご利用には「ふるさと納税払い チョイス Pay」の会員登録が必要です。

2

**チョイス Pay
ポイント付与**



アプリで寄付(チャージ)した瞬間にポイント付与。

3

**その場で
すぐに使える**



付与されたポイントは加盟店で即時利用可能。お店のQRコードをスキャン(またはQRコードをお店で見せる)して支払います。チョイス Payのポイント は 1ポイント単位で無駄なく使い切りが可能。

(出典) 株式会社トラストバンク

その他要件

(1) 応募に当たっては、次の規約等に同意したものとみなす。

- ・ 浦安市ふるさと納税返礼品加盟店規約(ふるさと納税払いチョイス Pay) 別紙2
- ・ 浦安市ふるさと納税返礼品取扱事業者の個人情報の取扱いに係る特約条項 別紙3

留意事項

※利用代金の支払いについては、寄附者がふるさと納税払いチョイス Pay を利用した翌々日の10日となります。

(1) 取扱事業者等登録審査結果の通知において登録となった場合であっても、応募要件を満たしていないことが判明した場合や、その他返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じたときと市が認めた場合には、登録を取り消す場合があります。

(2) 返礼品の追加、変更、廃止、また事業者情報に変更が生じた場合には、中間事業者に報告の上、所定の様式により提出してください。

(3) 返礼品の品質等の問題が発生した場合、または問題発生が想定される状況となった場合には、市または中間事業者に速やかに報告してください。

(4) 商品の品質等に関するクレームや補償に関し、市、中間事業者、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者は一切の責任を負わないものとし、寄附者からのクレームなどがあつた場合には、返礼品取扱事業者において、真摯に対応し、解決に努めてください。

また、クレーム等の内容については速やかに市または中間事業者に報告してください。

(5) 取扱事業者および返礼品が基準に適合しなくなったと認められる場合は、取扱事業者及び返礼品の登録を取消す場合があります。この場合、返礼品取扱事業者に損害が生じても、市、中間事業者、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者は一切の責任を負いません。